

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

弁論更新意見書

本件再処理施設の争点、とりわけ原告らの最重要と認識している事項について

2023年（令和5年）9月29日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅 石 紘 爾

弁護士 内 藤 隆

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 伊 東 良 徳

弁護士 中 野 宏 典

1. 核燃訴訟の経緯

(1) 電事連から、青森県と六ヶ所村に核燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物最終処分場、再処理工場）の立地要請がなされたのは、今から39年前の1984年7月であった。

(2) 六ヶ所村に白羽の矢が立てられた背景には、むつ小川原開発の失敗を糊塗しようとする青森県が誘致に動き、原発から出る核のゴミの処理処分に窮していた電気事業連合会（電力会社）の思惑、核燃料サイクルの完結を夢見る政治家・官僚の野心、これら関係者の利害が合致した事情があった。

要請当時、「再処理」「核燃」の何たるかを知る県民は極く限られていた。とりわけ県民の関心事であった安全性についての情報は知らされないまま要請からわずか9か月後の1985年4月に立地受入れが決定された。

立地条件についての調査は極めてずさんで、原子力施設立地に係る独自の環境影響調査（アセスメント）は行われていない（訴状61頁以下参照）。

立地受入れ後、多くの専門家が六ヶ所の立地条件を調査研究した結果、敷地、空域、海域などに劣悪な要因が多数あることが次々と判明し、日本原燃が新たな追加調査を強いられてきた。

これは被告国の拙速でずさんな安全審査のツケが今回ってきたといえる。

(3) 核燃の安全性に疑問を抱いた多数の県民の反対運動は1986年6月にチェルノブイリ原発事故発生を契機に盛り上がり、核燃の白紙撤回の運動が全国に波及し活発化していった。

(4) このような状況の中で、1988年8月、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団が六ヶ所村民を中心とした全県全国の住民が結集して結成され、以下のように核燃4施設の事業許可（再処理は指定）取消訴訟が御庁に提起された。

1989年7月13日 ウラン濃縮工場

1991年11月7日 低レベル放射性廃棄物（ドラム缶）最終処分場

1993年9月17日 高レベル放射性廃棄物（海外返還廃棄物・ガラス固化体）

一時管理施設（立地要請後追加）

1993年12月3日 再処理工場

なお、再処理施設敷地内に、2023年6月末MOX燃料加工工場が建設中（進捗率12%）である。

2. 核燃施設の現状

- (1) ウラン濃縮工場及び低レベル処分場の訴訟は上告審で敗訴確定したが、その後ウラン濃縮工場は操業停止し、2023年8月に運動が再開された。
- (2) 低レベル廃棄物の搬入量は、2023年6月現在33万8347本である。
- (3) 再処理工場は、1998年1月使用済燃料プールが操業開始、2001年4月試運転（通水作動試験）が開始した。

使用済燃料を実際再処理するアクティブ試験は2006年3月11日の福島第一原発事故を契機に操業が全面停止となり現在に至る。

これまで425トンの使用済燃料を再処理して、プルトニウム製品約6.6トンとウラン製品約366トンUを生産した。一方で346本のガラス固化体と211m³の高レベル廃液などが廃棄物として残っている。

2020年7月29日、日本原燃（参加人）が提出した再処理事業変更許可申請が許可されたが、その後の設工認（設計と工事計画の認可）が難航し竣工が度々延期となり、予定日（2024年上期）は発表されていたものの27回目の延期は現実視され、工場の本格稼働時期は全く不透明である。

- (4) 高レベルガラス固化体一時管理施設（管理容量2880本）には現在1830本のガラス固化体が英仏から返還搬入され、今後英国分850本が搬入予定（内150本は低レベルとのバーター計画あり）である。

3. これまでの原告らの主張書面と主要争点

- (1) 旧訴提起後に原告らが陳述した準備書面は別紙のとおり177通、新訴提起後に

提出したそれは22通合計199通となっている。

- (2) 本件再処理訴訟の原告ら主張の全体像は、新訴請求原因及び別紙新・旧主張の対照表記載のとおりである。

このうち原告らが本訴の重要争点と認識している事項は以下のとおりである。

- ① 地震、活断層の危険性

基準地震動（700ガル）策定の誤り

耐震設計（耐震補強の困難性）

- ② 航空機墜落事故対策の不備（落下評価の誤り）

- ③ 火山事象に対する安全の欠如

- (3) 上記争点のほかに、原告らが重要と考えている事項は、重大事故対策の不備（技術的能力の欠如）であるが、この点については、被告、参考人らの反論をまって主張、立証及びプレゼンをする予定である。

- (4) なお、当口頭弁論期日に、上記各争点及び「再処理施設の特徴」につき、弁論更新意見書を提出する。

新・旧主張の対照表

※赤字は新訴提起(2021. 1. 22)以降に提出した準備書面

新訴請求原因	関連原告準備書面
<p>第1章 はじめに —核燃料サイクル政策の破綻</p>	<p>(4) 六ヶ所再処理計画の破綻が始まった (5) 「もんじゅ」事故と再処理計画の大幅見直し (6) 本件施設には必要性・経済性が全くなくなった (9) いまこそ、再処理工場計画の撤回を—動燃東海再処理工場事故にみる原子力産業の無責任・事故隠し体質 (19) 六ヶ所再処理施設の必要性と経済的基盤の喪失 (21) 独英仏の再処理現状 (22) 電力自由化は再処理工場をとめる (23) 時の流れに逆行した『安全協定』締結 (29) もんじゅ高裁判決と再処理事業からの撤退の必要性—いまこそ、国は再処理事業の停止を決断すべきである— (35) ソープ再処理工場の閉鎖は原子力の夢の終焉 (99) 六ヶ所再処理工場は必要か (116) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ (120) 電力会社が再処理路線生き残りを謀るワケ(その2) —経済性を審判しなかったのはなぜか? (129) エネルギー基本計画批判 (134) 破綻した核燃料サイクルに、明日はあるか? (141) 原子力規制委員会の審査の公正性に疑問 —使用済燃料の冷却期間の延長を示唆する田中知委員の発言 (142) 今なぜ日本原燃の救済なのか —拠出金制度と認可法人化の問題点について (143) 何が何でも進めたい官製再処理事業 —拠出金制度と認可法人化の問題点 2 (148) 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の制定— その内容と問題点 (149) 「もんじゅ」廃炉と再処理に及ぼす影響 (193) 世界の再処理の潮流と現状、そして六ヶ所再処理工場</p>
<p>第2章 不公正、不合理な審査</p>	<p>(10) 動燃東海再処理工場における火災・爆発事故が明らかにした本件安全審査の欠陥(その1) (40) 「高レベルの隠しメモ」に隠された「再処理の隠しメモ」 (94) 安全審査に問題あり —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行 (97) 安全審査に問題あり —国の見直し作業で刷新すべき「専門家」の悪行Ⅱ (108) 班目発言で明確になった安全審査の不合理性・違法性 (111) 保安院秘密指示文書が明らかにした保安院、原子力安全委員会の体質 (115) 日本原燃六ヶ所再処理事業の安全審査の欺瞞性 (122) 「再処理施設安全審査指針」策定過程の検証(その1)</p>

	<p>(141) 原子力規制委員会の審査の公正性に疑問 —使用済燃料の冷却期間の延長を示唆する田中知委員の発言</p> <p>(150) 日本原燃・再処理事業の適合性審査は本当に適正に行われているか？</p> <p>(159) 再処理新規制基準に係る規制機関の不適合性と基準の不合理性 (その1)</p> <p>(163) 補正書審査の違法性</p> <p>(173) 立地評価の不備 (2) —被告準備書面 (52) に対する反論</p> <p>(174) 事業者への配慮による被告の判断の歪曲と信頼性の欠如</p> <p>(180) 被告の指示による臨界事故対策対象機器削減の誤り</p> <p>(181) 原子力安全規制の崩壊 —新規制基準は原発事故の教訓をカバーしていない</p> <p>(182) 司法審査の在り方 - 福島第一原発事故の教訓は踏まえていないこと</p>
<p>第3章 活断層評価 (想定)の誤り —大陸棚外縁断層と 六ヶ所断層の活動性 の見落とし</p>	<p>(2) 三陸はるか沖地震と阪神大震災が科学技術に与えた警鐘</p> <p>(3) 阪神大震災と本件施設に対する地震被害の危険性</p> <p>(89) 渡辺満久教授らの調査・研究が明らかにした、再処理工場敷地直下の逆断層に起因する活撓曲構造と大陸棚外縁断層との連続の可能性</p> <p>(91) 再処理工場敷地周辺における陸域・海域の活断層を見落とした本件安全審査 91</p> <p>(93) 科学的に裏付けられた再処理工場近傍の活断層の存在</p> <p>(100) 渡辺満久教授による新たな2露頭の発見とその分析に基づく再処理工場敷地直下の逆断層に起因する活撓曲構造の存在</p> <p>(101) 宮内崇裕千葉大学教授による地球惑星科学学会連合大会における学会報告と「大陸棚外縁断層」の尻屋崎沖部分の活動性</p> <p>(103) 六ヶ所断層の存在とその活動性 —被告の準備書面 (26) に対する反論</p> <p>(117) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性</p> <p>(118) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性 (その2)</p> <p>(151) 下北半島沖の大陸棚外縁断層の活動性 (その3)</p> <p>(157) 広い撓曲崖を形成する六ヶ所断層</p> <p>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</p> <p>(178) 基準地震動策定の誤り —六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動 700Gal にも耐えられない</p> <p>(188) -地球学の基礎と日本列島の成り立ち-</p> <p>(189) -原子力規制委員会は大陸棚外縁断層の活動性を否定できていない-</p>
<p>第4章 基準地震動策定の誤り —本件施設は基準地震動 700Gal に耐</p>	<p>(47) 最大想定地震の速度の過小評価について</p> <p>(83) 重要機器における耐震計算不足について</p> <p>(147) 本件再処理工場の耐震脆弱性</p> <p>(152) 本件再処理工場の耐震脆弱性と「ミルシート適用」の誤り</p>

<p>えられない</p>	<p>(165) 地震対策の不備 ー主に、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則とその解釈」の第7条及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の不合理性、並びに地震対策の不備への批判ー</p> <p>(178) 基準地震動策定の誤り ー六ヶ所再処理施設の基準地震動は大幅に過小評価されているが、同施設の耐震設計は日本原燃が想定した基準地震動700Galにも耐えられない</p> <p>(187) 六ヶ所設工認審査で、検査可能性に続く第二の重大問題が浮上ー直下地盤の新調査データにより、ゆれを増幅することが判明-</p> <p>(198) 六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること</p>
<p>第5章 火山噴火対策の不備ー十和田カルデラの危険性</p>	<p>(137) 新規制基準批判 ー火山噴火の危険性について</p> <p>(154) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如</p> <p>(155) 火山事象のうち、降下火砕物に対する安全性の欠如</p> <p>(162) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 ーその2</p> <p>(176) 火山事象のうち、火砕物密度流に対する安全性の欠如 ーその3</p> <p>(177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張</p> <p>(184) 火山事象に対する安全の欠如 その4</p> <p>(190) トンガ噴火を踏まえて-</p> <p>(195) 火山事象に対する安全の欠如 その5</p> <p>(197) 火山事象に対する安全の欠如 その6</p> <p>(199) 火山事象に対する安全の欠如 その7</p>
<p>第6章 航空機墜落の危険性</p>	<p>(41) 航空機事故想定 of 過小評価について</p> <p>(52) 空中衝突による再処理工場の破壊</p> <p>(96) 航空機墜落確率論の陥穽</p> <p>(112) 原子力施設に対するテロ攻撃を看過した違法性</p> <p>(114) 本件再処理工場が破壊される航空機衝突条件について</p> <p>(119) 有名無実な米軍機に対する飛行規制の実態</p> <p>(136) 再処理事業指定基準規制批判 ー外部人為事象に対する安全対策の不備</p> <p>(158) 航空機落下確率評価基準の誤りと本件へのあてはめについて</p> <p>(160) 航空機落下確率評価基準適用の誤り (その2)</p> <p>(161) ー新規制基準批判 (その2) ・外部人為事象 (航空機落下) 新規制基準の不合理性 ・重大事故対策の不備</p> <p>(168) 航空機落下に関する適合性審査及び審査基準の誤り</p> <p>(170) 航空機落下確率に対する評価基準の不合理性</p> <p>(171) 故意による大型航空機衝突に係る対策の不合理性 ー被告準備書面 (51) に対する反論</p> <p>(172) サイバーテロに係る規制と対策の不合理性</p>

	<p>—被告準備書面 (52) に対する反論 (177) 弁論更新にあたっての原告らの意見と主張 (191) 航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り (196) 航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り(その2)</p>
<p>第7章 石油備蓄基地 火災・爆発の危険性</p>	<p>(43) 国家石油備蓄基地における火災事故の危険性と「むつ小川原港」の問題点 —平成15年十勝沖地震の教訓 (132) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響 (133) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(2)—周辺森林からの引火による再処理工場の延焼・引火の危険性 (139) むつ小川原石油備蓄基地の火災・爆発等による再処理工場への影響(3)—有機溶媒等への引火による重大事故と放射能汚染 (194) 石油備蓄基地火災に関する被告準備書面 (4) に対する反論</p>
<p>第8章 重大事故対策 の不備</p>	<p>(57) 被告準備書面 (10) に対する反論 —再処理施設における火災爆発事故の危険性—トムスク7溶液タンク爆発事故などにふれて (60) 被告準備書面 (10) に対する反論—再処理施設における火災爆発事故などによる環境汚染とトムスク7溶液タンク爆発事故の本件施設の安全性にとっての意味 (61) 英国ソーブ再処理工場、配管破損で全面的操業停止 —高レベル放射性廃液約83立方メートルが漏えい— (63) 英国ソーブ再処理工場漏えい事故 (67) —「ソーブ再処理工場漏えい事故」続報—破断した配管と清澄・計算セルの概要 (70) 再処理工場における火災・爆発事故について (72) 本件再処理工場における臨界事故の危険性(その3) 被告の準備書面 (17) (18) に対する反論 (78) 本件再処理工場における臨界事故の危険性(その4) —被告準備書面(22)に対する反論 (113) 巨大津波による再処理工場の破壊と事故の発生 (131) 六ヶ所再処理工場での重大事故 —蒸発乾固の危険性— (138) 福島原発事故後の重大事故対策評価の基本的誤り (140) 落雷による重大事故発生危険性の危険性 (161)—新規制基準批判(その2) ・外部人為事象(航空機落下) 新規制基準の不合理性 ・重大事故対策の不備 (166) 六ヶ所再処理工場重大事故対策の問題点 —使用済燃料貯蔵施設の重大事故対策について (167) 再処理工場の危険性—原発と比較して危険性が低いとする被告主張・準備書面(49)の誤解と不当性 (173) 立地評価の不備(2)—被告準備書面(52)に対する反論 (180) 被告の指示による臨界事故対策対象機器削減の誤り</p>

<p>第9章 平常時被ばくの危険性</p>	<p>(7) 再処理工場から放出されるクリプトン 85 の危険性 (8) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発 (11) ラ・アーク再処理工場周辺において小児がんが多発Ⅱ (26) 英国セラフィールド再処理工場の小児白血病リスクの増加—放射線の深刻な遺伝的影響を確認 (59) 六ヶ所再処理工場から想定される環境汚染と被ばく予測(1) —特に“ヤマセの影響”の過小評価”と推定値の統計評価の欠落 (65) 環境モニタリングシステムの欠陥 (68) 平常時被曝—抜去歯牙の分析調査から考察する (69) 放射線が人体に及ぼす影響 (73) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく (海洋放出の実態) (75) 申請書における 22μSv (液体放射性廃棄物 5μSv) の欺瞞性 (76) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り (平常時被ばく実効線量の過小評価) (77) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について —被曝評価の問題点 (その1) — (80) 液体放射性廃棄物による平常時被ばく —なぜ本件再処理工場で濃度規制が不当に不適用となったのか (81) クリプトン 85 の除去装置を何故つけなかったのか (82) 六ヶ所再処理工場の平常運転時による被曝について —被曝評価の問題点 (その2) — (85) 気象指針の不備及び本件施設に気象指針を適用したことの誤り (2) (“吹き戻し現象”でしか説明できない07年9月9日の事象) (86) トリチウムにかかる放出の問題点について (127) 「吹き戻し効果」についての再反論と、原子力規制委員会の在るべき姿勢について (128) 六ヶ所再処理工場から放出されるトリチウムの危険性</p>
<p>第10章 平和利用目的違反</p>	<p>(64) 六ヶ所再処理工場は「平和利用の目的以外に利用される恐れ」がある (79) 区別できない軍事用プルトニウムと民事用プルトニウム (145) 平和目的利用条項に違反するプルトニウム余剰</p>
<p>第11章 技術的能力の欠如</p>	<p>(24) 使用済み核燃料受入れ貯蔵施設の冷却水循環ポンプ停止事故について (25) 非常用発電機に重大な欠陥を有する六ヶ所・再処理施設の問題点 (33) 品質保証体制に疑問のある日本原燃(株)に再処理工場操業を任せるな (38) 明らかにされた日本原燃(株)の技術的能力及び品質管理能力の欠如 (46) ウラン試験の困難性と危険性について (49) 化学試験結果によって露呈した本件施設の危険性 (53) 六ヶ所再処理工場ガラス固化施設について (62) 「六ヶ所」再処理工場度重なる設計変更のもたらす問題点について (74) アクティブ試験第1ステップにおける2件のプルトニウム内部</p>

	<p>被ばく事故について</p> <p>(88) ガラス固化体製造の重大な技術的欠陥</p> <p>(90) ガラス固化体製造技術の重大な技術的問題</p> <p>(92) ガラス固化体の製造ができない六ヶ所再処理工場</p> <p>(95) 高レベル放射性廃液漏えい事故</p> <p>(146) 六ヶ所再処理工場における不適切なケーブル敷設問題について</p> <p>(153) 本件再処理工場の非常用電源の脆弱性</p> <p>(175) 日本原燃に再処理事業を遂行する技術的能力はない</p> <p>(192) 安全冷却水系機能喪失事故で露見した重大事故対策の不備</p>
第12章 経理的基礎の欠如	<p>(19) 六ヶ所再処理施設の必要性和経済的基盤の喪失</p> <p>(31) 経済性を喪失した再処理工場の操業は中止すべきである</p> <p>(44) 六ヶ所再処理工場の操業費用見直しについて</p> <p>(50) 本件再処理事業指定処分に経理的基礎がないこと</p> <p>(142) 今なぜ日本原燃の救済なのか</p> <p>— 拠出金制度と認可法人化の問題点について</p> <p>(143) 何が何でも進めたい官製再処理事業</p> <p>— 拠出金制度と認可法人化の問題点2</p> <p>(169) 経理的基礎を欠く日本原燃の経営実態</p>
第13章 実効性を欠く避難計画	<p>(71) 県民のための原子力防災計画とは何かを問う</p> <p>(144) 六ヶ所再処理工場の原子力防災計画の問題点</p> <p>(179) 実効性を欠く避難計画</p>
第14章 結語	